

第4編 資料

1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
- 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。
- 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。
- 5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。
- 7 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 10 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
- 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。
- 14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 15 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
- 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。
- 17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

第二章 ばい煙の排出の規制等

（排出基準）

第三条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。

3 環境大臣は、施設集合地域（いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。）の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準（次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準）にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定めるところにより、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

（総量規制基準）

第五条の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（次条第一項第三号において「大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙（以下「指定ばい煙」という。）ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあっては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定工場等」という。）において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

3 都道府県知事は、新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等（工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。）及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

（ばい煙発生施設の設置の届出）

第六条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙発生施設の種類
- 四 ばい煙発生施設の構造
- 五 ばい煙発生施設の使用の方法
- 六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第三条第一項の排出基準（同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準を含む。）をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第九条の二 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等（工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。）について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（実施の制限）

第十条 第六条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、

前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九条の二、第十四条第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(ばい煙の排出の制限)

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(指定ばい煙の排出の制限)

第十三条の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(季節による燃料の使用に関する措置)

第十五条 都道府県知事は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

(指定地域における燃料の使用に関する措置)

第十五条の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。

(事故時の措置)

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

(排出基準)

第十七条の四 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(揮発性有機化合物排出施設の設置の届出)

第十七条の五 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 揮発性有機化合物排出施設の種類

四 揮発性有機化合物排出施設の構造

五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法

六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の七 第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の五第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の八 都道府県知事は、第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第十七条の四の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十七条の五第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条の九 第十七条の五第一項の規定による届出をした者又は第十七条の七第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十七条の十 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者(以下「揮発性有機化合物排出者」という。)は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十七条の十一 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十七条の十二 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(準用)

第十七条の十三 第十条第二項(＝期間短縮)の規定は、第十七条の九の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条(＝氏名の変更等の届出)及び第十二条(＝承継)の規定は、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者について準用する。

第二章の三 粉じんに関する規制

(一般粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 一般粉じん発生施設の種類

四 一般粉じん発生施設の構造

五 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の十三 第十条第二項の規定は、第十八条の九の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条(＝氏名の変更等の届出)及び第十二条(＝承継)の規定は、第十八条第一項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をした者について準用する。

(特定粉じん排出等作業の作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)の元請業者(発注者(解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。))から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。))は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき(次号に該当するときを除く。)は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号ニに掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。))は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定工事の発注者等の配慮等)

第十八条の十六 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。))を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者(その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。))が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

3 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該届出対象特定工事の場所
- 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法
 - イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
 - ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
 - ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
- 二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)

第十八条の二十 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第十八条の二十二 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第十八条の二十三 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

2 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十四 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十五 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章の四 水銀等の排出の規制等

(排出基準)

第十八条の二十七 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(水銀排出施設の設置の届出)

第十八条の二十八 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 水銀排出施設の種類
- 四 水銀排出施設の構造
- 五 水銀排出施設の使用の方法
- 六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(水銀排出施設の構造等の変更の届出)

第十八条の三十 第十八条の二十八第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十八第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十八条の二十八第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十八条の三十一 都道府県知事は、第十八条の二十八第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十七の排出基準（以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十八条の二十八第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十八条の三十二 第十八条の二十八第一項の規定による届出をした者又は第十八条の三十第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十八条の三十三 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善勧告等及び改善命令等)

第十八条の三十四 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(水銀濃度の測定)

第十八条の三十五 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(準用)

第十八条の三十六 第十条第二項の規定は、第十八条の三十二の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条の二十八第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十八条の三十四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十七 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下この条において「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

第四章 大気の汚染の状況の監視等

(緊急時の措置)

第二十三条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第四章の二 損害賠償

(無過失責任)

第二十五条 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質(ばい煙、特定物質又は粉じん、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。以下この章において同じ。)の大気中への排出(飛散を含む。以下この章において同じ。)により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一物質が新たに健康被害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が健康被害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(適用除外等)

第二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん又は水銀等(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで(同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。)、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二、第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十八から第十八条の三十二までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

第六章 罰則

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反したとき。

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十八、第十八条の二十一又は第二十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項、第十八条の十七第一項、第十八条の二十八第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十五条第二項又は第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第十八条の十九の規定に違反したとき。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項、第十八条の七第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十条第一項、第十七条の九、第十八条の九又は第十八条の三十二の規定に違反したとき。
- 三 第十六条又は第十八条の三十五の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。
- 四 第十八条の十五第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の十七第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

2 硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項及び第三項の規定により、硫黄酸化物に係る総量規制基準を次のとおり定める。

なお、昭和五十一年千葉県告示第五百三十一号（硫黄酸化物総量規制基準）は、廃止する。

一 適用する地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市及び浦安市並びに君津郡袖ケ浦町の区域（以下「指定地域」という。）

1 指定地域の区分

（一）市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び浦安市の区域（以下「千葉北部区域」という。）

（二）千葉市、木更津市、市原市、君津市及び富津市並びに君津郡袖ケ浦町の区域（以下「千葉南部区域」という。）

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての別表第一硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設（以下「適用施設」という。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、一時間当たり〇・五キロリットル以上である工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）

三 総量規制基準

次の表の区分に従いそれぞれに定める算式により排出が許容される硫黄酸化物の量

区分	総量規制基準	特別の総量規制基準
千葉北部区域	$Q = 3.3W^{0.90}$	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$
千葉南部区域	$Q = 3.3W^{0.88}$	$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$

備考

一 この表に掲げる式において、Q、W及びW_iは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量（単位温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 特定工場等に別表第一基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（単位重油の量に換算したキロリットル毎時）

W_i 特定工場等に基準日以降新たに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量と基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされたすべての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料のうち当該変更により増加する原料及び燃料の量とを合計した量（単位 重油の量に換算したキロリットル毎時）

二 W及びW_iの認定に当たっては、適用施設のうち、次に掲げる適用施設を除く。

- 1 使用を廃止された適用施設
- 2 予備の適用施設（他の適用施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。）
- 3 使用を休止している適用施設
- 4 未稼働の適用施設

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- 1 原料 別表第二原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表原料の量の欄に掲げる原料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。
- 2 燃料 別表第三燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表燃料の量の欄に掲げる燃料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。ただし、気体燃料については、重油の量に換算した値に同表圧縮率の欄に掲げる圧縮率を乗じた値とし、千葉南部区域に係る三の備考に掲げるW及びW_iの換算に限り適用する。

五 施行期日等

- 1 この告示は、昭和六十三年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 別表第一 三の項 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十六年一月三十一日まで、施行日以降に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十四年一月三十一日までの間は、三の総量規制基準の規定は、適用しない。
- 3 別表第一 四の項 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、基準日前に設置の工事が着手されたものにあつては、平成三年七月三十一日までの間は、三の総量規制基準の規定は、適用しない。

別表第一

区分	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	基準となる日
一	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項から一四の項まで、一八の項、二一の項、二三の項から二六の項まで及び二八の項に掲げるばい煙発生施設で、この表の二の項に掲げるものを除く。	昭和五十一年十月一日
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が十平方メートル未満のもの	昭和六十年九月十日
三	令別表第一の二九の項及び三〇の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和六十三年二月一日
四	令別表第一の三一の項及び三二の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成三年二月一日

別表第二

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	一キログラム	〇・二三リットル
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	一リットル	〇・〇七五リットル
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	〇・八二リットル
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）	一キログラム	〇・三二リットル
その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	当該原料一キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率〇・三五パーセント比重〇・九）の量	

別表第三

燃料の種類	燃料の量	重油の量	圧縮率
原油・軽油	一リットル	〇・九五リットル	
ナフサ・灯油		〇・九〇リットル	
石炭	一キログラム	〇・六六リットル	
液化天然ガス		一・三リットル	十分の一
液化石油ガス		一・二リットル	二分の一
都市ガス		一・三リットル	二分の一
ナフサ分解ガス・コークス炉ガス		一・一リットル	二分の一
転炉ガス		〇・一六リットル	三分の一
高炉ガス		〇・〇六五リットル	三分の一
天然ガス		一・三リットル	十分の一
オフガス		一・一リットル	三分の一
副生油	一リットル	〇・九四リットル	
その他	当該燃料の量一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては一キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（一リットル当たりの発熱量は、九千キロカロリーとする。）の量		

3 硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十五条の二第三項の規定により、硫黄酸化物に係る燃料使用基準を次のとおり定める。

なお、昭和五十一年千葉県告示第五百三十二号（硫黄酸化物燃料使用基準）は、廃止する。

一 適用する地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市及び浦安市並びに君津郡袖ヶ浦町の区域

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての別表第一硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設（以下「適用施設」という。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、一時間当たり五十リットル以上五百リットル未満である工場又は事業場

三 燃料使用基準

燃料の種類	工場又は事業場の区分		使用する燃料の硫黄含有率の計容限度
重油その他の石油系燃料	一の工場又は事業場に設置されているすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した一時間当たりの量	五十リットル以上二百リットル未満	〇・八パーセント
		二百リットル以上五百リットル未満	〇・六パーセント

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- 原料 別表第二原料の種類の欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表原料の量の欄に掲げる原料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。
- 燃料 別表第三燃料の種類の欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表燃料の量の欄に掲げる燃料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

五 施行期日等

- この告示は、昭和六十三年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 別表第一 二の項硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十六年一月三十一日まで、施行日以降に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十四年一月三十一日までの間は、三の燃料使用基準の規定は、適用しない。
- 別表第一 三の項硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、平成三年二月一日前に設置の工事が着手されたものにあつては、平成三年七月三十一日までの間は、三の燃料使用基準の規定は、適用しない。

別表第一

区分	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設
一	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項から一四の項まで、一八の項、二一の項、二三の項から二六の項まで及び二八の項に掲げるばい煙発生施設
二	令別表第一の二九の項及び三〇の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）
三	令別表第一の三一の項及び三二の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）

別表第二

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	一キログラム	〇・二三リットル
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	一リットル	〇・〇七五リットル
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	〇・八二リットル
ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）	一キログラム	〇・三二リットル
その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	当該原料一キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率〇・三五パーセント比重〇・九）の量	

別表第三

燃料の種類	燃料の量	重油の量
原油・軽油	一リットル	〇・九五リットル
ナフサ・灯油		〇・九〇リットル
石炭	一キログラム	〇・六六リットル
液化天然ガス		一・三リットル
液化石油ガス		一・二リットル
都市ガス		一・三リットル
ナフサ分解ガス・コークス炉ガス		一・一リットル
転炉ガス		〇・一六リットル
高炉ガス		〇・〇六五リットル
天然ガス		一・三リットル
オフガス		一・一リットル
副生油		〇・九四リットル
その他	当該燃料の量一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては一キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（一リットル当たりの発熱量は、九千キロカロリーとする。）の量	

4 千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号。以下「総量規制基準」という。）及び硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号。以下「燃料使用基準」という。）の運用に関し、法令及び当該告示に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって総量規制基準及び燃料使用基準の的確な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「予備施設」とは、現に稼働中の適用施設が定期点検及び故障のため、一時的に休止した場合に、その休止中に代替として専ら運転される適用施設（交互に運転している適用施設は除く。）をいう。
- （2）「休止施設」とは、工場又は事業場の事業活動の変更により、使用の必要のない適用施設のうち、一年以上連続して稼働していないと認められる適用施設をいう。
- （3）「特定工場等」とは、総量規制基準の第2項に定める特定工場等をいう。この場合において、工場又は事業場の敷地の間に、道路、河川等があっても、同一法人が設置し、相互に隣接した位置にあり、事業活動上密接な関連があり、社会通念上、一の工場又は事業場と認められる者も含むものとする。
- （4）「燃料使用基準適用工場等」とは、燃料使用基準の第2項に定める工場又は事業場をいう。
- （5）「通常最大稼働」とは、一つの適用施設を運転する場合において、定格能力以下の運転状態であり、かつ通常の状態での一時間あたりの最大稼働をいう。
- （6）重油その他の石油系燃料（以下「石油燃料」という。）とは、原油又は原油の精製等の処理によって得られる液化石油ガス・ナフサ・灯油・重油及びその他の副生油等の気体の燃料並びに液体燃料をいう。
- （7）施設の更新（スクラップ・アンド・ビルド）とは、一つの特定工場等又は燃料使用基準適用工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。

ただし、新たに設置された適用施設の種類の名称と廃止される適用施設の種類の名称が同一である場合に限る。

（硫黄酸化物の排出の制限）

第3条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等に適用されているすべての適用施設から定格稼働時（当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時的に把握することの可能な特定工場等にあつては、通常最大稼働時）に排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準に適合させなければならない。

（石油系燃料の使用に関する制限）

第4条 燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する石油系燃料中の硫黄含有率（複数の石油系燃料を使用する燃料使用基準適用工場等においては、各石油系燃料を重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率）を燃料使用基準適用工場等ごとに燃料使用基準に適合させなければならない。

（適用施設設置計画書）

第5条 特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1号により、当該適用施設の設置計画を市長に提出するものとする。

- 2 新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等（適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。）となる工場又は事業場の事業者は様式第1号によりすべての適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

(適用施設使用計画書)

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している(設置の工事が着手されたものを含む。)工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に様式第1号により当該適用施設の使用計画書を市長に提出するものとする。

(1) 適用施設になったことにより、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。

(2) 現に対象工場等又は燃料使用基準適用工場等であるもの。

(適用施設変更計画書)

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を様式第1号により、市長に提出するものとする。

(1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継

(2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更

(3) 通常最大稼働における原料・燃料の使用量及び当該稼働時における硫黄酸化物排出量の変更に係る事項

(計画値の遵守)

第8条 特定工場等の事業者は、前条の規定による計画書の事項のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

(1) 適用施設ごとの硫黄酸化物排出量及び原料・燃料の使用量

(2) 適用施設ごとの原料・燃料中の硫黄含有率

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、第5条第1項、第2項、第6条及び第7条の規定による計画書のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

(1) 適用施設ごとの石油系燃料中の硫黄含有率

(2) 適用施設ごとの石油系燃料使用量

(計画書の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により提出された計画書については、総量規制基準又は燃料使用基準の適合状況を審査するものとする。

2 市長は、前条による審査の結果、適当と認められる場合には、その旨を様式第2号により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

(遵守状況の確認)

第10条 市長は、特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者の第3条、第4条、第8条第1項及び同条第2項に定める事項の遵守状況を立入検査により確認するものとする。

(測定器の整備)

第11条 特定工場等の事業者は、当該特定工場から排出される硫黄酸化物を的確に把握し、もって総量規制基準を遵守するため、硫黄酸化物濃度計及び燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

(基準に関する特例)

第12条 施設の更新において、新たに設置された適用施設の原料・燃料使用量を重油の量に換算した(圧縮率を乗ずる前の重油の量に換算した量)のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により千葉市内に移転し、新たに特定工場等になった場合は、移転前の重油の量に換算した量に相当する部分は、既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) (1)以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち千葉市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱(昭和63年2月1日千葉県施行)第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者は、それぞれ本要綱の第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

5 千葉市窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、窒素酸化物を排出する工場又は事業場の事業者に対し窒素酸化物の排出総量を指導することにより、窒素酸化物に起因する大気汚染を防止し、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 適用施設

別表第1の窒素酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設をいう。ただし、専ら電気を熱源とするものを除く。

(2) 通常最大稼働

一の適用施設を定格能力以下で運転する場合において、通常時における最大稼働の状態をいう。

(3) 重油の量に換算した原料及び燃料の量

ばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を、次に掲げる換算方法により重油の量に換算した量をいう。

ア 原料については、別表第2の原料の種類欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。

イ 燃料については、別表第3の燃料の種類欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。この場合において、別表第4の適用施設の種類欄に掲げる適用施設において使用される燃料については、別表第3により換算した量に当該適用施設の種類ごとに、それぞれ別表第4の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとする。

(対象工場等)

第3条 この要綱の指導対象となる工場又は事業場（以下「対象工場等」という。）は、一の工場又は事業場に設置されている全ての適用施設で使用する重油の量に換算した原料及び燃料の量が1時間当たり2キロリットル以上である工場又は事業場とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場は除く。

(指導基準)

第4条 対象工場等に適用する指導基準は次に定める算式により算出される窒素酸化物の量とする。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$$

この式において、Q、W及びWiはそれぞれ次の値を表すものとする。

Q：対象工場等において排出が許容される窒素酸化物の量

（単位温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

W：対象工場等に別表第1の基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されている全ての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量（単位キロリットル毎時）

Wi：対象工場等に基準日以降新たに設置された全ての適用施設で使用する重油の量に換算した原料及び燃料の量と基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされた全ての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち当該変更により増加する量とを合計した量（単位キロリットル毎時）

なお、W及びWiの認定に当たっては、適用施設のうち、次に掲げる適用施設を除く。

ア 使用を廃止された適用施設

イ 予備の適用施設（他の適用施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。）

ウ 使用を休止している施設

エ 未稼働の適用施設

(適用施設設置計画書)

第5条 対象工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1号により当該適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

2 新たに対象工場等（適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により新たに対象工場等となるもの。）となる工場又は事業場の事業者は、様式第1号により全ての適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

(適用施設使用計画書)

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している（設置の工事が着手されたものを含む。）工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に様式第1号により当該適用施設の使用計画書を市長に提出するものとする。

(1) 適用施設になったことにより、新たに対象工場等となるもの。

(2) 現に対象工場等であるもの。

(適用施設変更計画書)

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は様式第1号により当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を市長に提出するものとする。

(1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継

- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働における1時間当たりの窒素酸化物の排出量及び当該稼働時の原料及び燃料の使用量の変更
(窒素酸化物の排出量の制限)

第8条 対象工場等の事業者は、当該対象工場等に設置され通常稼働している全ての適用施設から通常最大稼働を行った時に排出される1時間当たりの窒素酸化物の合計量を、指導基準以下にするものとする。

2 対象工場等の事業者は、前項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、第5条第1項若しくは第2項又は第6条の規定により提出した計画書に記載した数値以下の量とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、適用施設が前条各号に掲げる事項に該当する場合は、第1項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる当該適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、同条の規定により提出した変更計画書に記載した数値以下の量とするものとする。

(計画書の審査等)

第9条 市長は、第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により提出された計画書について、指導基準の適合状況を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、計画書が適当と認められる場合は、その旨を様式第2号により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

(窒素酸化物排出濃度の測定等)

第10条 対象工場等の事業者は、当該適用施設に係る窒素酸化物の排出濃度を測定するとともに排出量の把握に努め、その結果を記録するものとする。この場合において、排出濃度の測定方法及び頻度並びに結果の記録については、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第15条第5号(常時の測定に係る部分を除く。)及び第6号の規定を準用する。

(指導基準に関する特例)

第11条 施設の更新(一の対象工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。)において、新たに設置された適用施設の重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した原料及び燃料の量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により千葉市内に移転し、新たに対象工場等になった場合は、移転前の原料及び燃料に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) 前号以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち、千葉市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に千葉県窒素酸化物対策指導要綱(昭和58年4月1日施行)第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第8条の規定により計画書を提出した者は、それぞれ本要綱の第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

別表第1

	窒素酸化物に係るばい煙発生施設	基準となる日
1	大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)別表第1の1の項から15の項まで、18の項、19の項に掲げる施設のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設、21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉、23の項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉及び24の項から28の項までに掲げるばい煙発生施設で、この表の2の項に掲げるものを除く。	昭和58年4月1日
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年9月10日
3	令別表第1の29の項及び30の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	昭和63年2月1日
4	令別表第1の31の項及び32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	平成4年4月1日

別表第 2

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位 リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1 キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1 キログラム	当該原料 1 キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油(1 リットル当たりの発熱量 9 千キロカロリー、窒素含有率 0.15 パーセント、比重(0.9)の量

別表第 3

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位 リットル)
重油 (B 及び C 重油)	1 リットル	1
A 重油	1 "	0.95
軽油	1 "	0.95
灯油	1 "	0.90
原油	1 "	0.95
ナフサ油	1 "	0.90
液化石油ガス	1 キログラム	1.2
液化天然ガス	1 "	1.3
石炭	1 "	0.85
都市ガス	1 "	1.3
その他の燃料	1 リットル (個体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム)	当該燃料の量 1 リットル (個体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム) 当たりの発熱量を有する重油 (1 リットル当たりの発熱量は、9 千キロカロリーとする。) の量

別表第 4

適用施設の種類		係 数
石炭専焼ボイラー		3. 1
ガラス製造の用に 供する溶融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5. 8
	電気ガラス (注)	1 5. 1
	その他	7. 1
ガスタービン		2. 0
ディーゼル機関		2 0. 0
ガス機関		3. 0
ガソリン機関		3. 0
施設係数の必要なその他の施設		ばい煙発生施設の排出の特性 を考慮して設定する。

6 千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるもの(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項までに掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。

(指導基準)

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表(1)に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、発電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。)が発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。)の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表(3)に定めるとおりとする。ただし、これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にある場合は、これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。

4 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

(排出口の高さの確保等)

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所の高濃度汚染が生じないように当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用)

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元を努めるものとする。

(報告)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

(転用等)

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業の用に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

3 事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出(電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。)の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

4 発電事業者の工場又は事業場において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業の用に供する施設として設置し、又は転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は、当該設置又は転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。

(製造業者等に対する指導)

第8条 市長は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表(1)の表)ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成 8 年 6 月 30 日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る指導基準については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成 30 年 7 月 24 日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例による。

別表（第 3 条）

（1）

施設の種類	指導基準
発電ボイラー	4 0 ppm
ガスタービン	2 0 ppm
ディーゼル機関	1 0 0 ppm
ガス機関	2 0 0 ppm
ガソリン機関	2 0 0 ppm

（2）

施設の種類	指導基準		
	定格出力（万 kW）		
	5 未満	5 以上 1 5 未満	1 5 以上
発電ボイラー	4 0 ppm	3 0 ppm	2 0 ppm
ガスタービン	2 0 ppm	1 5 ppm	1 0 ppm

（3）

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	1 0 0 ppm
ガス機関	4 0 ppm
ガソリン機関	2 0 0 ppm

備考 別表の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C : 窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

C s : 排出ガス中の窒素酸化物の濃度 (単位: ppm)

O n : 標準酸素濃度 (単位: % ただし、発電ボイラーはガス燃料 5、液体燃料 4 又は固体燃料 6、ガスタービンは 16、ディーゼル機関は 13、ガス機関及びガソリン機関は 0 とする。)

O s : 排出ガス中の酸素濃度 (単位: %、ただし、当該濃度が 20% を越える場合にあっては、20% とする。)

7 千葉市環境保全条例 (平成 7 年千葉市条例第 4 3 号) (抜粋)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、千葉市環境基本条例 (平成 6 年千葉市条例第 43 号) の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第 3 章 生活環境の保全等に関する措置等

第 1 節 大気の保全に関する措置

(定義)

第 16 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場又は事業場 (以下「工場等」という。) に設置される施設でばい煙等 (大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 2 条第 1 項に規定するばい煙又は同条第 7 項に規定する粉じんをいう。以下同じ。) を発生し、及び排出し、又は飛散させるもの (大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設並びに同条第 9 項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第 10 項に規定する特定粉じん発生施設を除く。) のうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第 17 条 ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定施設を設置しようとするときは、特定施設を設置しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(ばい煙等特定作業の実施の届出)

第 18 条 特定作業を行おうとする者は、特定作業を開始しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第 20 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 17 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで又は第 18 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による特定施設に係る届出について、第 18 条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第 21 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 17 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設又は特定作業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 22 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（事故時の措置）

第 23 条 事業者は、その事業活動に伴う施設の破損その他の事故が発生し、ばい煙等が大気中に排出し、又は飛散することにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

8 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 （平成 19 年千葉市条例第 56 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 17 条の 3 に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）揮発性有機化合物 大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する揮発性有機化合物をいう。

（2）自主的取組対象施設 本市の区域内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。

（3）揮発性有機化合物排出事業者 その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。

（指針）

第 3 条 市長は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

（自主的取組計画書の作成及び提出等）

第 7 条 各年 4 月 1 日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量（以下「使用量等」という。）その他同日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間をいう。以下同じ。）における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書（以下「自主的取組計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 揮発性有機化合物排出事業者は、本市の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、市長に提出することができる。

3 その事業活動に伴って揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（揮発性有機化合物排出事業者を除く。）は、本市の区域内に存する工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、市長に提出することができる。

4 前 3 項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（実績報告書の作成及び提出）

第 8 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（書類等の保存）

第 9 条 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を当該提出の日から 3 年間保存しなければならない。

2 第 7 条第 4 項の規定による届出をした者は、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から 3 年間保存しなければならない。

(公表)

第10条 市長は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された自主的取組計画書の内容（同条第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第8条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。

(報告及び検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者
- (2) 第7条第2項及び第3項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者
- (3) 第7条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第8条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者
- (5) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9 千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散の防止等に関し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）等に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の定めるところによる。

(石綿の濃度の測定等)

第3条 届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者は、市と協議の上、次の各号に定めるところにより、大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録するものとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業（法第18条の17第1項の政令で定める特定建築材料に係るものに限る。以下同じ。）の開始前及び終了後にあってはその対象となる建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所（当該建築物等が敷地境界線から離れていることにより当該4か所では対象となる建築物等に係る石綿の状況の把握が困難であると認められる場合は、当該建築物等の周辺4方向における4か所。以下この号において「敷地境界線上の4か所」という。）において、特定粉じん排出等作業の実施中にあっては敷地境界線上の4か所並びに作業場の隔離の措置を講じた場合は集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口において、それぞれ1回以上測定するものとする。
 - (2) 測定高さは地上1.5mとする。
 - (3) 測定方法は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法によることとする。
- 2 届出対象特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、作業記録として特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真を撮影するものとする。
- 3 届出対象特定工事の元請業者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、第1項の石綿の濃度の測定の結果及び前項の作業記録（以下「石綿濃度測定結果等」という。）を遅滞なく発注者に書面で報告するものとする。
- 4 届出対象特定工事の発注者は、第1項の石綿の濃度の測定に関し必要な措置を講ずることにより、当該測定に協力するものとする。
- 5 届出対象特定工事の発注者は、第3項の報告を受けた後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。
- 6 届出対象特定工事の自主施工者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業の完了後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(報告及び調査)

第4条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、届出対象特定工事の発注者、元請業者又は自主施工者その他必要と認める者に対し、当該届出対象特定工事に関して必要な報告を求め、又はその職員に、当該届出対象特定工事の状況を調査させることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に着手している特定工事については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行日から施行する。

2 この要綱の施行前に、法第18条の15の規定に基づき届出をした者についての規定は、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。